

## 第2章 計画の基本理念

---

少子高齢化の進行や情報社会の進展などに伴い、人権意識が変化している今日の社会経済情勢を見ると、より一層、基本的人権の尊重を施策の基本に据え、個人の選択に応じた様々な価値観を尊重し、市民一人ひとりのそれぞれの個性と能力が輝き、自己実現と社会的責任を果たすことが可能な社会を創造することが求められています。

したがって、この計画の基本理念については引き続き、『高槻市人権施策基本方針』に示されている「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」とします。

そして、『高槻市総合戦略プラン』の基本目標のひとつである「誰もが生き生きと暮らせる社会を形成する」（目標が実現した姿：多様な生き方を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会が形成され、差別・偏見等のない住みよいまちとなっています。）ことに寄与する計画とします。

併せて、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを目指す『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の基本理念である「様々な文化、習慣、価値観を認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指す」ことについても念頭に置き施策を推進することとします。

## 第3章 計画の期間

---

この計画の期間は、『高槻市総合戦略プラン』の計画期間の終期に合わせ、平成32(2020)年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要により見直しを行うこととします。